

【書評】

分断された世界で、いかに公共哲学は未来への希望を語れるのか

——山脇直司著『分断された世界をつなぐ思想：より善き公正な共生社会のために』北海道大学出版会、2024年4月、220ページ、4000円＋税、ISBN 978-4-8329-3419-1

千葉大学法政経学部非常勤講師
栩木 憲一郎

2024年4月に出版された本書『分断され世界をつなぐ思想——より善き公正な共生社会のために』は、「公共哲学」という学問領域を一貫してリードしてきた著者が、「共生思想」の研究に本格的に取り組み、その新たな思想展開を示したものと言える。

以下、その内容を概観した後で、最後に若干のコメントを付し、本書評の結びとしたい。

1. 構成と概要

本書の全体は3部構成となり、まず第一部「公共哲学の現代的展開」の第一章「二〇世紀以降の公共哲学の発展と社会構想」では、「より善き公正な社会を追求しながら、現下で起こっている公共的諸問題について当事者意識を持った人々とともに論考し、解決策を図る実践哲学」という著者の「公共哲学」の定義が示される。その上で著者は、「現場」と「理念や規範」、そして「政策」を結び付ける役割を担う実践的学問としての性質を持ち、トランスディシiplinary（諸学問横断的）な方法と問題発見のアプローチからなり、①社会的現実に対する経験的調査②各自が理想とする「善き公正な共生社会」に関する理念や規範③将来における規範の実現可能性に関する制度設計の三つの統合的実践を任務とする自身の「公共哲学」の構想を示すことになる。

また著者は独自の公共哲学的人間論として一方的な国家政策への追従である「滅私奉公」や利己的な個人主義的傾向を表す「滅公奉私」に対し個々人を生かすことで他者とのつながりや公共的活動を開花させ、政府の公的活動を人々に開く「活私開公」や、それに向けて私欲を捨てて公共性に奉仕する「無私開公」や「滅私開公」といった概念を提示する。

さらに著者は自身の公共哲学が「各自が置かれた現場や地域に根ざしながら、全地球的な視野で公共的諸問題を論考する学問・思想」という「グローバル」な側面を持つものであることを強調する。それは一方では均質的で自己の立位置に無自覚な悪しき普遍主義や文化帝国主義に陥るのを避けると共に、逆に地球的視野を持たないナショナリズムやエスノセントリズムに陥るのを防ぐためである。著者によれば人間はそれぞれの「自然性、文化性、歴史性」といった「偶有性」に規定されつつ、「自由な想像力」と「多様な身体的自然、文化、歴史のコンテクストに生きる他者への理解力」を持つ。そしてそれらの能力を駆使して相互理解と問題解決に取り組むことが、著者の考える公共哲学の使命なのである。

続く第二章「公共的価値としての『正義・平和・人権・福祉』論再考——その思想史的考察とアクチュアリティ」では、現代における正義論・平和論・人権論・福祉論の紹介とそれに対する著者の主張が展開される。まず正義論については、古代ギリシャのカリクレスやプラトン、現代のコミュニタリアニズムに影響を与えたアリストテレスの議論が紹介され、ロールズによる現代正義論の復興、ポッゲのグローバルなレベルでの分配の正義を主張する議論、さらに環境正義や気候正義論、刑罰をめぐる報復的正義と修復的正義の議論、過去の大規模な人権侵害をめぐる移行的正義の議論が紹介されている。

また人権論については、著者はその思想史的背景としてジョン・ロックの思想を紹介し、その後社会権が20世紀に入ってから付け加わったこと、国連における世界人権宣言の採択以降、人権思想は確実に普及・発展していることなどを指摘している。続いて平和論については、著者はまず近代の平和論としてスピノザやカントの平和論を紹介しつつ、現代平和論の出発点として文化の

多様性の相互承認を訴え、「人々の心の中に平和の砦を築かねばならない」とするユネスコ憲章を位置づけ、貧困や差別といった構造的暴力のない「積極的平和」を提唱したヨハン・ガルトゥングや「相互確証破壊」と「相互確証至福」の両面から平和学を構想した藤田明史の議論等を紹介する。

そして最後に福祉論について、著者は福祉国家の成立とそれに対する新自由主義的政策の挑戦、ギデンズの「社会投資国家」の構想といった流れを概観し、自由権と社会権の統合という発想に加え、文化横断的な価値としての福祉を人権思想や WHO が提唱する身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの観点と結びつけることを主張する。

続く第三章「今世紀四半期の諸問題と公共哲学」では、21 世紀に入ってから戦争と平和をめぐる問題、SDGs、原発問題、コロナ禍への対応、高校の新科目として登場した「公共」・「情報」・「歴史総合」の取り扱いについての著者の見解が示される。まず 21 世紀に入ってから戦争と平和の問題については、2001 年の 9.11 以降のアメリカ合衆国によるアフガニスタン・イラクへの戦争政策と、2022 年に始まったロシアのプーチン政権によるウクライナ侵攻が厳しく批判される。著者はアメリカのアフガニスタン政策の失敗について、中村哲の実践に見られるように可能な限り現地の人々とのコミュニケーションによって「平和的生存権」を最優先させ、現場で起こっている公共的諸問題に現地の人々と共にかかわることの重要性を教えてくれるものとし、ウクライナの問題については各国の代表・有識者・国連組織・国際メディアなどが「報復的正義」・「修復的正義」・「移行的正義」の 3 つの観点から議論し、それに基づいた「より公正な」国際公共秩序の形成を、また現在深刻化しているパレスティナ・ガザ地区の危機については対話や交流による二国家共存政策を改めて求めている。

次に 2015 年 2 月に国連総会が可決した 2030 年までに実現されるべき持続可能な開発目標 SDGs について著者はそれを環境と人権に関する問題群に内容の上で大別し、フランスの脱成長論者セルジュ・ラトゥーシュの議論を紹介して、このラトゥーシュの主張を可能な限り包摂し、最優先の課題である貧困や環境、人権に関する項目に取り組む国際的連帯を実現するにあたり、SDGs を「公共

的議論のたたき台」として活用することを主張する。

さらに著者は原子力発電については、それに伴うリスク、将来世代への責任、原発付近の住民の人権などが公共哲学ベースで議論されなければならないとし、政策論のレベルでは将来のエネルギー政策や脱原発の際の費用などについての国民的議論を反映した政策判断が求められているとする。とりわけ著者が懸念するのが地球温暖化をめぐる気候正義の実現と脱原発がトレードオフであるかのような議論が広まっていることであり、これに対して著者は「気候正義と脱原発の両立可能性」を強調する。

なお、コロナ禍については、著者はこのパンデミックへの各国政府や社会の対応を分析し、日本政府は憲法の「公共の福祉による自由権の制限」と社会権の条項に見合った政策をとるべきとし、この経験の下で「無私開公」ないし「減私開公」が幸福を伴う「開私開公」へと変容する可能性を指摘する。

そして最後にこの章で著者が論じるのが2022年度より高校のカリキュラムに導入された新科目「公共」・「情報」・「歴史総合」についてである。著者はこれらの科目のそれぞれが公共哲学的思考への予備的な内容を持つものであるとし、それを教える教員には、「公共的価値についての公正な判断力」や「生徒とのコミュニケーション能力」が求められていること、教育環境を整備して教員の負担軽減を図ることや多様な背景を持った生徒への教え方という点で教員の高い判断力が求められることを指摘している。

続く第二部「共生社会論のリニューアル」では、著者は現在多用される傾向にある「共生」という言葉を受け、新たな研究の成果として、独自の「共生社会論」を展開しようとする。そのため、この第二部の最初の第四章「共生思想の諸潮流と革新」では、まず「共生思想」の先駆として、著者は先住民の生活様式や権利の保障と社会的マイノリティーへの共感感情に基づく「共生の倫理と思想」を練り上げようとした花崎皋平の思想や、「自然の規模と限界への認識」と「節度ある楽しみ」、「人々と道具の新しい協働性」の三者の関係からなり、生存・公正・自律的な仕事の3つの価値を重視する「自律共生社会」を提

唱したイヴァン・イリイチの自立共生（conviviality）の思想を紹介する。特に著者はこのイリイチの思想が「コンヴィヴィアリズム」運動として継承され、「世界再ローカリゼーション」を主張する前述したラトゥーシュや、共生主義運動を展開した西川潤とマルク・アンベールの思想と実践に引き継がれたことを指摘し、さらにこの文脈でパリのユネスコ本部で文明間対話運動に携わった服部英二、「風土学」や「地球倫理」を主張したオギュスタン・ベルク、人間と自然の共通の進化を説く伊藤俊太郎の思想を先駆的な共生思想と位置付ける。

これに対して、著者は自身の共生思想を、社会的マイノリティーを排除する危険を伴う功利主義や、劣ったとされる存在の排除に帰結する優性思想を拒否し、共生社会の基礎として人権論を骨子とし、社会全体の幸福を志向する「共福」や他人の苦しみや悲しみを共有する「共苦」、仏教の「慈悲」といった概念を中心に展開されるものであり、「エンパシー（共感）」教育や多様な場に生きる一人一人が「自己——他者——公共世界」理解を深化させることの重要性を主張するものとする。特に著者は「和して同ぜず」の「和」の精神と多様な意見を持った異なる人々の「輪」を重視する「WA」の思想を主張し、これが「和解」や「国際社会の共生」にも適用でき、共生社会の基礎となりうることを主張する。そして著者はこのような思想に基づき「分断された世界を見つめ、それに抗しつつ共生社会の実現を目指す学問」としての共生科学という学問の必要性を主張することになる。

続く第五章「共生科学の射程、展開、可能性」では、「教育」、「福祉社会」、「自然環境と科学・技術」、「国際社会」、「スポーツ」の共生科学のあり方が論じられる。まず「教育のための共生科学」に関して、著者は現在の日本社会における「教育格差」とそれによる分断を問題とし、その克服を求めるとともに、星槎大学を設立した宮沢保夫の教育実践を高く評価し、いわゆる障害を抱える生徒・児童をはじめとした一人一人に寄り添った扶助や配慮を行う教育の実現を強く訴えることになる。

また「福祉社会のための共生科学」について著者は現代社会における福祉の議論では、人権思想と WHO が提唱するウェルビーイングの観念が結びつく必

要があることを強調し、広井良典の包括的な福祉社会論を、さらに「自然環境と科学・技術」のあるべき関係性を構想する共生科学については、「社会リンク論」を展開した鬼頭秀一の議論を詳細に紹介し、それらの問題点を指摘しつつも高く評価している。

これに対して「国際社会」のための共生科学の構想では、著者は良識ある諸国民の公共的理性に基づく正義に適った諸制度の確立を求めるロールズの『諸国民の法』における現実主義的ユートピアの構想を高く評価すると共に共滅の認識から共生への道を模索する佐々木寛、寛容・会話・協働・公正に基づく平和構築を考える千葉真らの議論を紹介しつつ、著者の構想としてグローバルな場における前述した「WA」の精神の発揮や市民社会レベルにおけるパブリック・ディプロマシーの展開が主張される。

そしてこの章の最後で取り上げられるのが、「スポーツ」における共生科学である。著者は「活私開公」の観点からドーピングや拝金主義を厳しく批判し、スポーツにフェアの精神と公共心を求めるハンス・レンクのスポーツ倫理の議論を評価し、ネルソン・マンデラによるスポーツを通じた修復的正義や和解の事例を挙げ、共生社会の実現に向けたスポーツの役割を強調している。

続く第六章「共生社会のための『福祉と経済の統合』への道」では、経済学がより善き公正な共生社会」とどのように結びつくことが出来るかが、著者自身の批判的視点も示されながら（この点はやや多岐に渡っているため、直接本書を読んでいただきたい）、福田徳三、アマルティア・セン、塩野谷裕一、宇沢弘文の知的遺産を検討する中から示されることになる。

著者は、まず福田については、彼の展開した厚生経済学が経済と人間の生のあり方や倫理を結び付け、富と厚生・福祉の本質を探り、その成果を共生社会において活用することを追求していたことを評価する。次にセンについては、「潜在能力」（capability）の概念を中心に厚生経済学の刷新を図った点や「公共的理性」と討議に基づく公共制度や公共政策を追求し公共的理性を人権思想と結びつけたことや、障害者やジェンダーにも十分配慮した福祉政策論を展開したことを評価する。また著者の恩師でもある塩野谷の議論については、「正

義」・「卓越」・「効率」の価値理念に支えられて人々の「基本的ニーズ」・「リスクへの対応」・「自己実現の機会」の条件を現代福祉国家は創出しなければならないとする福祉国家論を展開したことを評価する。そして最後の字沢については、「自然環境」・「社会的インフラ」・「制度資本」からなる「社会共通資本」の議論を展開し、農村や子供の生得的な知を自由に探究できる教育制度、医療、金融を市場にゆだねられるべきではない社会共通資本とし、社会共通資本としての自然環境を守ることを主張する一連の議論を高く評価することになる。

続いて著者はこの第二部の最後の第七章「宗教的共生を考えるために」で共生に向けた宗教の問題を考える。そのために著者は自己の立場を絶対化し、それ以外の立場を排除する原理的立場ではなく「平和な共生社会」をめざす思想が各宗教内部に存在していたことを指摘していく。

まず西欧中世に関して著者は諸宗教の間に存在する普遍性を追求し、親愛の精神による一致を説いたピコ・デラ・ミランドーラや戦争の否定をキリスト教の本質としたエラスムス、西欧近代に関しては聖書のメッセージを普遍的な万人に対する「隣人愛の実践」としたスピノザ、キリスト教と儒学に本質的な一致点を見出したマテオ・リッチ、イスラム教・ユダヤ教・キリスト教に優劣はなく、その優劣はどの教徒が温和・善行といった功德をどれほど積んだかによるとしたレッシングの思想を紹介する。

しかし他方著者は、20世紀に入ってから宗教的共生思想はインドにおいて豊かな展開を見せたとし、自然や宇宙との関係性の中で絶対的存在と一致することを主張し宗教的党派性を厳しく非難したタゴール、非暴力運動と諸宗教相互の学びあいを主張したガンディーの思想を紹介する。そして21世紀の現代における宗教的共生思想について著者は第2バチカン公会議以降のカトリックの議論にまず注目し、リベラルな神学者ハンス・キュングのいかなる宗教にも見出される最小分母の文化として「非暴力と生命尊重」といった価値を見出し、それを発展させる「グローバル倫理 (Weltethos)」の運動や、それぞれの宗教そのものを尊重する形での共生を主張するローベルト・シュペーマン、ガダマーの解釈学的方法を用いて世界の諸文化・諸宗教間の対話と相互承認を主張する

チャールズ・テイラーの思想を紹介する。

また現代日本の宗教的共生思想として、仏教の「慈悲」が宗教の相違を乗り越える愛と平和の行動原理となるとする中村元や西洋哲学と東洋哲学の世界像が対話をする中で、ガダマーの「地平の融合」が生まれるとする井筒俊彦の議論を著者は紹介している。

そして著者は近年のスピリチュアル・ブームについて、そこにスピリチュアル・ケアの側面があるとする宗教学者島藺進の議論を受けて、そこに「共苦」や多次元的で生成的な「自己——他者——公共世界」理解の新たな可能性を指摘し、自身の考える宗教的共生を可能にする信仰のあり方として、何らかの信仰にコミットしつつ自己の信仰理解を相対化し、異質な他者との対話を拒まない信仰のあり方を挙げ、そのような信仰に基づいて前述した「WA」の精神を重んじ、他宗教の信仰を尊重しながら平和や福祉といった地球的公共財（善）の実現と戦争や災害、抑圧に苦しむ人々のケアを担っていくことが「より善き公正な共生社会」の形成に向けて果たすべき宗教や信仰の役割であると結論付ける。

次の第三部「教養教育と哲学の再定位」では、まず第八章「教養教育の歴史・没落と二一世紀的刷新」で「より善き公正な共生社会」を目指す教育・学問として、著者による新たな教養教育のあり方が構想される。

その際に著者は近代における教養教育の歴史に立ち返り、著者なりの学問史観として、「専門化」を中心的な概念として用い、①出発点としてのカントやシェリング、シュライエルマッハーに代表される哲学があらゆる学問の統合を試みた「プレ専門化の時代」、②諸学問の哲学離れが進み、ヴェーバーに代表される「専門化」を時代の宿命として受け入れる「専門化の時代」、③諸学問がそれぞれの専門性から協働しあう「ポスト専門化の時代」の3つの時代区分を示す。

そして現在の「プレ専門化の時代」における教養教育を考えるにあたり著者が重視するのが、日本の敗戦直後に「教養」という言葉に①諸学問を結び付ける目的や価値の理解力、②日常生活における思想や行動の指針力、③道徳や宗

教にまで連なる人生観と世界観という3つの意味を込めた南原繁の、この3つの認識を深めるために既存の知識を各分野、さらには全体にわたって統合し、組織化する新たな一般教養教育の構想である。

しかし著者はこの構想を紹介した吉見俊哉と同様に、このような教育は戦後全く重視されず、一般教養は専門課程に向けた基礎教育と位置付けられたとし、南原の問題意識を引き継ぎつつ、「より善き公正な共生社会」に向けた大学の役割として社会人が再び大学で学び直すリカレント教育の充実と、専門知と統合知を連携させた「諸領域横断的」で「生涯教育」の面を併せ持つ教養教育の実現を挙げる。

そして第三部の最後の章となる第九章『「より善き公正な共生社会」と人間の実存』では、これまで示された諸構想が、哲学的意味での人間の实存とどのように関係し、また人間の实存を論じる哲学と公共哲学、共生科学が相互にどのように関係するのかが論じられる。

その際に著者はまずこれまでの公共哲学には、アリストテレスに由来する「より善き社会」に重きを置く伝統と、カントに由来する「より公正な社会」に重きを置く伝統のふたつが存在することを指摘する。

著者はアリストテレスについては、そのポリス論が女性や奴隷の排除を前提とし、ポリスを超えた世界市民といった観念が不在である点を限界としつつ、その基本的な考えについては、自分が考える「活私開公」や「共福」といった概念と一致するとして評価する。他方カントについてはコスモポリタンの展望を含む「公正な共生社会」の先駆者として評価しつつも、共生思想という点では単に義務倫理と法的義務の順守しか考えられていないため、「コミュニケーションによる合意形成」や「活私開公」、「修復的正義」といった観点から不十分であるとする。

著者はこれに対して人間の存在論を深めることを求め、著者自身の考える「有限で物語的な存在」としての人間存在のあり方を示す。著者はこのような人間存在のあり方を論じた哲学者としてハイデガーと和辻哲郎を挙げつつ、しかし両者が第2次世界大戦への対応に失敗したのに対して、著者は「全地球と結び

ついているというコスモポリタンの自己」と「国民的責任を負っている国民的自己」ないし「何らかの文化的・歴史的背景を担っているというエスニックな自己」が補完しあう多元的な「自己——他者——公共世界」のモデルを示し、グローバルな「多様な他者と公共世界との関連性において自己理解を深め、新たな自己を生成させるような人間像」を提示する。

またその際の公共世界とは「共有しあうルール」と「共有しあう価値」、そして「自己以外の他者と何らかの価値理念を媒介として行うコミュニケーション」の3つから成立すると同時に「過去」と「未来」の次元を持ち、歴史的展望を持った概念であり、これまでの人類の歴史に対する反省に基づくトランスナショナルな公共世界の創出が21世紀の「より善き公正な共生社会」の実現に向けた知的・実践的課題とされる。

そしてこの課題に向けた哲学の課題として、著者は文化の出発点に人間の脆弱性を指摘する人類学者アルノルド・ゲーレンや環境倫理と世代間倫理を結び付けたハンス・ヨナス、対話に基づく諸文化の相互理解を主張する人類学者クリフォード・ギアツや「公共人類学」を提唱した山下真司、他者に自己の感情を移入して考えるエンパシーを精神科学の重要な要素としたデュルタイの解釈学的思考を教育論に導入した「共感理解教育」の先駆者ヘルマン・ノールやオートー・ボルノー、「過去の出来事の批判的想起」と「未来に向けた投企」の双方を不可欠とした解釈学的物語論と記憶論を展開したポール・リクールや前述したテイラーの議論を紹介しながら、「より善き公正な共生社会」に向けた哲学の課題として、以下3点を挙げる。

まず第1点目として著者が挙げるのが、自然の一員としての人間各自の身体と自然環境との共生を考えるための存在論的基盤を提供することである。第2点目として著者が挙げるのが、言語や風習などの多様な背景を持つ文化的実存を「多様性とインクルージョン」の下で統合的に把握し、現場や地域に即した「より善き公正な社会」に向けた人間論を提供することである。最後に第3点目として著者が挙げるのが、「公共的記憶」の継承と分かち合いを図り、歴史的実存を生きる人間同士がそれぞれのグローバルな文脈に応じて理解・承認しあ

うことを通して「より善き公正な共生社会」に向かう人間論的基礎を提供することである。

そして以上を受けて著者は自分の考える「より善き公正な共生社会」に向けた哲学・公共哲学・共生科学の棲み分けとして、哲学には人間の自然的・文化的・歴史の実存とそれを取り巻く自然環境・多文化・多様な歴史をグローバルな視点で論考する存在論ないし存在生成論を確立して各地域の過去の遺産を現代に生かすような哲学教育を行うことを、公共哲学についてはこのような哲学と連動し人権・平和・正義といった諸文化横断的な公共的価値を活用して社会科学のみならず自然科学と共同して公共的諸問題に取り組み、その解決を図ることを、共生科学には、このような公共哲学や共生思想と連動して教育・福祉・国際社会・スポーツなどの領域で現状分析と理想像、制度設計を総合的に行うことを求め、このような形での哲学・公共哲学・共生科学の「より善き公正な共生社会」に向けた連動と棲み分けによって異なる学問が結びつき、新たな教養教育としての実践が行われることを希望して、本書の最終章である第九章は締めくくられている。

2. 批判的検討

以上の本書の内容については、著者のこれまでの公共哲学研究の成果に加えて、特に第二部に見られるように、新たに「共生思想」研究の深化が見られる。その本書の内容と、著者の問題意識に対しては、まず心からの共鳴と賛同を示したい。なお、本書に登場する思想家たちの議論の全てやそれに対する著者の批判点の全てを本書評の内容に反映することは出来なかったため、これらの点については改めて本書を読んでいただきたい。

しかしその上で以下2点をコメントして指摘しておきたい。まず第1点目は、著者が本書において克服の対象とした「分断」という問題状況に対して、それを生み出した社会構造や原因、その性質や意味について、今少し議論が必要ではなかったのかという点である。次に第2点目は、第九章において示されたアリストテレスに由来する「善き社会」を追求する伝統と、カントに由来する「公

正な社会」を追求する伝統が、著者の中でどのような形で統合されているのかがやや不明確であるという点である。いずれも現在「より善き公正な共生社会」を追求するにあたり、重要な論点であると思われる。以上2点を指摘したうえで、著者の研究のさらなる進展を心から祈念して、本書評を締めくくることとしたい。

(とちぎ けんいちろう)